

議案第13号

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日

西脇市長 片山象三

(理由)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

西脇市消防団員等公務災害補償条例（平成17年西脇市条例第 177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改 正	
		後	前
第3条 2	(略) 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	改正後の規定	改正前の規定

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。